

福岡県公報

平成22年7月14日
第3135号

目次

告示(第1153号 - 第1182号)

| | | | |
|------------------------|------------|-------|---|
| 都市計画の変更の案の縦覧 | (都市計画課) | | 1 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) | | 2 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 2 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 2 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 3 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 3 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 3 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 3 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 4 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 4 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 4 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 5 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 5 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 5 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 6 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 6 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 6 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 7 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 7 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課) | | 7 |
| 保安林予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | | 8 |

| | | | |
|---------------------|-----------|-------|----|
| 保安林予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | | 8 |
| 保安林予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | | 9 |
| 保安林予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | | 9 |
| 保安林予定森林の所在場所等 | (森林保全課) | | 9 |
| 予防接種を行う医師 | (保健衛生課) | | 10 |
| 予防接種を行わなくなった医師 | (保健衛生課) | | 15 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 17 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 17 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 17 |

公 告

| | | | |
|-------------------------|------------|-------|----|
| 屋外広告物講習会の開催 | (公園街路課) | | 18 |
| 平成21年度福岡県情報公開条例の運用状況 | (県民情報広報課) | | 18 |
| 平成21年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 | (県民情報広報課) | | 27 |
| 落札者等の公示 | (総務事務センター) | | 36 |
| 海区漁業調整委員会 | | | |
| ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止 | (漁業管理課) | | 36 |
| えむしこぎ漁業の操業制限 | (漁業管理課) | | 36 |

告 示

福岡県告示第1153号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を決定したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該決定に係る都市計画の案を、平成22年7月14日から同月28日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後都市計画公園及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

| 名称 | 位置 | 面積 |
|--------------|---|---|
| 9・6・1号筑後広域公園 | 筑後市大字津島字梓ノ瀬、字村西北、字村西南、字中小路、字村前、字小淵、字道正開、字仁王前、字山ノ神、字上小路、字洲崎、字東、字段ノ上、字下川田、字下開、字江湖開、字葭原、字柳ノ内、字中切、字大向、字小向、字南小路、字東小路、字北小路、字宮、字高岸、字南鶴池、字北鶴池及び字船小屋並びに大字尾島、字東水洗、字船小屋及び字東古賀原並びに大字北長田、字西境、字庚申土居、字下川端、字上川端及び字松ノ木並びに大字溝口、字下落合、字菖蒲田、字熊野、字上落合、字川原、字大王寺及び字南みやま市瀬高町本郷、字川久保、字小向、字上関、字小出口ノ一、字小出口ノ二、字権現山、字北瀬戸嶋、字南瀬戸嶋、字中土居、字古川、字松原、字中野、字北中野、字四本松、字切目及び字檀町並びに瀬高町長田、字境、字長田、字後鶴、字西津留、字新開、字下川原、字狐林、字川原、字中藤八、字藤八及び字北藤八並びに瀬高町小田、字西藤八、字甚五郎開、字志與田、字中嶋、字東藤八及び字唐尾浦田 | 約 197.2ヘクタール <内訳> 筑後都市計画約 119.6ヘクタール 瀬高都市計画約 77.6ヘクタール |

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部公園街路課

筑後市都市対策課

みやま市都市計画課

福岡県告示第1154号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|-----------|---------------|--------|-------|
| | | | |

| | | | | |
|---|-----|---|-----------------------------|---------------|
| 新 | 168 | 田川郡添田町大字庄1074番地2 添田警部交番内 添田大任地区交通安全協会 会長 中畑 定美 | 田川郡添田町大字庄1074番地2 添田警部交番内 | 平成22年 4月1日 |
| 旧 | | 田川郡添田町大字庄1074番地2 添田警察署内 添田大任地区交通安全協会 会長 中畑 定美 | 田川郡添田町大字庄1074番地2 添田警察署内 | |

福岡県告示第1155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|----------|------------|
| 北九州市小倉南区 | 平成22年3月30日 |

福岡県告示第1156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（県道新道寺曾根線（母原地区）道路区域確定測量業務委託）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|--------------|------------|
| 北九州市小倉南区大字母原 | 平成22年3月31日 |

福岡県告示第1157号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、1級水準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|--------|------------|
| 北九州市一円 | 平成22年3月31日 |

福岡県告示第1158号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|----------|------------|
| 北九州市小倉南区 | 平成22年3月31日 |

福岡県告示第1159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共基準点（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|---------------|------------|
| 北九州市八幡西区小嶺三丁目 | 平成22年6月16日 |

福岡県告示第1160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共基準点（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|--------------|------------|
| 北九州市小倉南区大字朽網 | 平成22年6月21日 |

福岡県告示第1161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|-------|------------|
| 大牟田市内 | 平成22年5月28日 |

福岡県告示第1162号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|-----------------------------|------------|
| 一般県道才田筑前内野停車場線（嘉麻市才田～飯塚市内野） | 平成22年3月25日 |

福岡県告示第1163号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木大山字板井平163の1、164の1、字獺口617、618、639、640、字馬ノ谷910の1、字尾迫936の1、字散田1159、1160、1161の1、1161の2、1168の2、1172、杷木松末字石原迫3771、3774の1、3774の2、3775、3776、3779、3780、3819の1、字北向3832、3844、3845、3847、3849から3851まで、3852の1、3852の2、3853の1、3853の2、3854、3856の1、3856の2、3858の1、3858の2、3861、3874の1、4015、4025

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字散田1159、1160、1161の1、1161の2、1168の2、1172・字馬ノ谷910の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字板井平163の1、164の1、字尾迫936の1（次の図に示す部分に限る。）、字獺口639、617・618・640（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字石原迫3771、3774の1、3774の2、3775、3776、3779、3780、3819の1、字北向3832、3844、3845、3847、3849から3851まで、3852の1、3852の2、3853の1、3853の2、3854、3856の1、3856の2、3861、4015、4025

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1164号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字家ノ上84、85、字尾谷119、120

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1165号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字平等寺42の77、1614の1、1705、1753の38、1808の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1166号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字矢ノ峯1583の7、字前迫日向5072の1、5076の1、字後田5171、字前迫出口5275、5277の1、5282、字栗ノ木山5312、字田荷取5391の1、字合所口5407の1、5408の1、5409の1、5410の1、5405の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1167号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町新川字上荒平956、958、959

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1168号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字石コロバシ6173の1、6173の2、6176の19、字花峯6511、6513、字加茂志7514の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1169号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字本道寺274の2、274の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1170号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木星丸字小俵1426、字谷1503、1531、1532の1、1532の4、1533から1536まで、1538から1540まで、1522・1523(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字正信1546から1552まで、1558、1560、1591、1596、1542・1553・1554・1557の1・1564・1592(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、字福山1668、1680、1683、1685、1686、1689、1678・1684・1687・1690・1691・1693・1694(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、字長迫1696、1699の2、1695・1700(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字原1761、1786、1788から1790まで、1791の1、1791の2、1804、1805

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1171号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市江川字杉ノ迫1722の1、1722の6、1722の7

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1172号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字平等寺1572の1、1572の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1173号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷238の1、238の2、258の6、258の68、258の104、259の1、259の2、259の5、260
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1174号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字木実坂40の1から40の3まで、42の1、43の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

北九州市八幡東区大字尾倉字平原1475（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1176号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字小笠木字釜ヶ谷205

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

福岡市東区大字香椎字梅木谷84から87まで、90から93まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1178号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

| 医療機関所在地 | 医療機関名 | 医師名 |
|-----------------|-----------------|--------|
| 大川市大字酒見141番地11 | 医療法人社団 高邦会 高木病院 | 井上 貴仁 |
| 糸島市加布里29 - 2 | いとしまさかい整形外科医院 | 酒井 健次 |
| 糸島市志摩御床91 - 9 | 医療法人善優会 岩隈医院 | 渡邊 豊吉 |
| 築上郡築上町大字湊335 | 宮部病院 | 宮部 享介 |
| 糟屋郡新宮町下府1丁目4番5号 | よしおか小児科クリニック | 荒畑 祐子 |
| 糟屋郡新宮町下府1丁目4番5号 | よしおか小児科クリニック | 八坂 知美 |
| 嘉麻市山野347 - 2 | 医療法人河野医院 | 白土 一太郎 |
| 嘉麻市山野347 - 2 | 医療法人河野医院 | 龍 泰彦 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 前田 篤宏 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 浜崎 晶彦 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 新井 堅 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 美浦 辰彦 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 城野 修 |

| | | |
|------------------|---------------------|---------|
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 柏木 秀行 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 長家 尚 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 近藤 英樹 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 江本 賢 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 吉田 伸 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 村田 大 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 六反田 諒 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 武田 一人 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 喜多 正孝 |
| 飯塚市口原1061番地1 | 医療法人博愛会 穎田病院 | 渋谷 克彦 |
| 古賀市千鳥6丁目11番24号 | 医療法人ゆりの会舞の里内科クリニック | 吉澤 誠司 |
| 古賀市鹿部482番地 | 福岡聖恵病院 | 田浦 泰宏 |
| 古賀市花見南一丁目2番15号 | 医療法人 豊資会 加野病院 | 小西 高俊 |
| 古賀市花見南一丁目2番15号 | 医療法人 豊資会 加野病院 | 原 律子 |
| 古賀市花見南一丁目2番15号 | 医療法人 豊資会 加野病院 | 恩塚 雅子 |
| 古賀市花見南2 - 11 - 1 | 医療法人 豊資会 やまびこ診療所 | 檜田 悟 |
| 古賀市花見南2 - 11 - 1 | 医療法人 豊資会 やまびこ診療所 | 有留 敬之輔 |
| 直方市大字下境3910番地50 | 医療法人 福翠会 高山病院 | 和佐野 研二郎 |
| みやま市高田町江浦586の2 | 江浦栗林医院 | 今泉 登史宏 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 蔵田 伸明 |
| 太宰府市大佐野2丁目8番7号 | 医療法人T.K こが整形外科クリニック | 古賀 崇正 |
| 糸島市二丈深江1064 - 1 | 福田眼科二丈クリニック | 光本 拓也 |
| 糸島市志摩御床91 - 9 | 医療法人善優会 岩隈医院 | 河野 理子 |
| 八女市吉田2番地1 | 柳病院 | 岩佐 雅英 |
| 八女市吉田2番地1 | 柳病院 | 永田 康太郎 |

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|
| 三潴郡大木町大字八丁牟田481 | よこやま乳腺外科クリニック | 横山 吾郎 |
| 筑紫野市二日市南4丁目1番5号 | まるおか内科・リウマチ科クリニック | 丸岡 浩誌 |
| 筑紫野市二日市中央4-14-23 | 飯野内科 | 飯野 研三 |
| 春日市上白水5丁目22-1 | かみのまち整形外科リウマチ科 | 上ノ町 重和 |
| 北九州市小倉南区湯川1丁目3-23 | 医療法人 坂本クリニック | 坂本 菊男 |
| 北九州市門司区大里戸ノ上2丁目4-24 | 医療法人 北九州愛心会 門司南クリニック | 松井 博嗣 |
| 北九州市八幡西区木屋瀬3-9-19 | 菜の花診療所 | 佐藤 伸一 |
| 北九州市小倉南区若園4丁目14-11 | 中島整形外科 | 中島 雅子 |
| 北九州市小倉北区日明2丁目9-3 | しおもりクリニック | 塩盛 輝夫 |
| 北九州市小倉南区田原新町2-10-1 | メディカル東クリニック | 金 清一 |
| 北九州市門司区大里戸ノ上1丁目9番33号 | 天華外科医院 | 大谷 友美 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 金 民姫 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 岩 永淳一 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 齊藤 知子 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 廣瀬 宣之 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 武井 英美子 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 吉水 一郎 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 諸 富夏子 |
| 北九州市門司区南本町3番1号 | 北九州市立門司病院 | 橋口 波子 |
| 北九州市小倉北区米町一丁目1番5号 | 医療法人 宮本医院 やます整形外科リウマチ科クリニック | 彌益 清文 |
| 北九州市小倉北区堺町1丁目3-1 | 広石眼科医院 | 廣石 悟朗 |
| 北九州市小倉南区湯川5-5-34 | おかベクリニック | 岡部 宏明 |
| 北九州市八幡西区大浦一丁目1番35号 | 中野胃腸クリニック | 中野 重一 |
| 北九州市小倉北区馬借2丁目2番10号 | 馬借内科クリニック | 立志 紳一郎 |
| 北九州市小倉北区米町2-2-1 新小倉ビル2F | こくらアレルギークリニック | 藤野 時彦 |

| | | |
|---------------------------|-----------------|--------|
| 北九州市小倉北区霧ヶ3丁目13-22 | とくなが小児科クリニック | 徳永 洋一 |
| 北九州市小倉南区守恒本町2丁目2-34 | 医療法人 浜之上耳鼻咽喉科医院 | 濱之上 隆史 |
| 北九州市戸畑区沖台1-7-19 | さいきクリニック | 佐伯 修治 |
| 北九州市若松区中川町9-14 | としみつ整形外科医院 | 利光 哲也 |
| 北九州市八幡西区町上津役東2丁目1-13 | 小嶺外科胃腸科医院 | 篠原 貫之 |
| 北九州市八幡東区西本町3丁目6-1 八幡駅ビル1F | ひらたクリニック | 平田 静弘 |
| 北九州市八幡西区千代ヶ崎2-2-9 | 医療法人透真会 医生ヶ丘眼科 | 武田 美樹 |
| 北九州市八幡西区北筑2丁目19番109 | 廣畑内科クリニック | 廣畑 佳秀 |
| 北九州市小倉北区愛宕1丁目5番70号 | やの眼科医院 | 矢野 統 |
| 北九州市小倉南区志井1710-1 | 岡田クリニック | 岡田 誠 |
| 北九州市小倉南区徳力二丁目2-10 | 医療法人安部外科整形外科 | 安部 隆尚 |
| 北九州市小倉北区京町3-15-10 辰巳ビル3F | あらか心療クリニック | 荒木 隆次 |
| 北九州市小倉北区片野3-2-2 | さだもと胃腸科クリニック | 貞元 洋二郎 |
| 北九州市小倉北区船場町5-5 | たまき腎クリニック | 玉置 清志 |
| 北九州市小倉北区昭和町13番23号 | 医療法人村田クリニック | 村田 宏爾 |
| 北九州市小倉南区横代北町2-6-34 | 医療法人 永井整形外科外科医院 | 永井 孝明 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 金子 正則 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 志田 誠一郎 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 黒木 健文 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 白井 洋一朗 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 中村 聡江 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 奥田 希和子 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 吉田 一暁 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 山口 慎也 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 浦田 慎吾 |

| | | |
|--------------------|----------------|---------|
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 時 本 好 史 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 村 田 八千穂 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 幸 博 和 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 播広谷 勝 三 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 打 和 大 幹 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 原 田 晴 仁 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 田 尻 守 拡 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 森 田 敏 夫 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 鍋 田 雅 和 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 郷 原 徹 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 武 岡 宏 明 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 安 永 昌 史 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 内 門 久 明 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 宮 城 靖 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 吉 田 昌 義 |
| 筑紫郡那珂川町片縄北6丁目3-20 | 目野内科クリニック | 目 野 茂 宣 |
| 筑紫郡那珂川町下梶原二丁目6番1号 | 介護老人保健施設 あじさい | 荒 井 澄 夫 |
| 筑紫郡那珂川町下梶原字瀬戸458-1 | ねむのき | 馬 渡 一 寿 |
| 春日市春日原北町4-11-2F | ひろ内科 | 坂 井 裕 之 |
| 春日市須久北7丁目1番1号 | 藤クリニック | 藤 勇 二 |
| 春日市須久北7丁目1-1 | とくい耳鼻咽喉科クリニック | 得 居 直 公 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 永 田 優 子 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 三 原 章 一 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 長 岡 和 宏 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 古 賀 恒 久 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 居 原 毅 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 小 柳 徳 明 |
| 嘉麻市上山田1237 | 嘉麻赤十字病院 | 吉 村 壮 平 |

| | | |
|-------------------|-----------------|-----------|
| 嘉麻市山野347-2 | 医療法人河野医院 | 山 口 圭 三 |
| 嘉麻市山野347-2 | 医療法人河野医院 | 磯 辺 太 郎 |
| 嘉麻市山野347-2 | 医療法人河野医院 | 宮 城 安 史 |
| 嘉麻市山野347-2 | 医療法人河野医院 | 大 塚 弘 子 |
| 嘉麻市山野347-2 | 医療法人河野医院 | 吉 山 康 一 |
| 嘉麻市牛隈2510番地4 | 健康リハビリテーション内田病院 | 村 山 晋 |
| 嘉麻市牛隈2510番地4 | 健康リハビリテーション内田病院 | 竹 山 泰 守 |
| 大牟田市浄真町44番地 | 医療法人飯田泌尿器科医院 | 飯 田 修 司 |
| 糟屋郡粕屋町大字大隈132-1 | 片井整形外科病院 | 中 根 英 敏 |
| 鞍手郡鞍手町大字中山2437番地1 | 鞍手町病院事業鞍手町立病院 | 宮 崎 三 枝 子 |
| 糸島市志摩師吉1200 | 医療法人桜珠会 可也病院 | 岩 重 健 一 |
| 糸島市志摩御床91-9 | 医療法人善優会 岩隈医院 | 森 本 満 男 |
| 筑後市大字西牟田6359の3 | 医療法人 清友会 植田病院 | 國 芳 浩 平 |
| 筑後市大字西牟田6359の3 | 医療法人 清友会 植田病院 | 村 山 恭 子 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 緒 方 由 喜 子 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 増 田 淳 也 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 武 岡 宏 明 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 今 村 陽 平 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 溝 口 ミノリ |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 森 田 博 彦 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 村 山 恭 子 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 金 澤 尚 満 |
| 筑後市大字和泉917番地1 | 筑後市立病院 | 大 塚 弘 子 |
| 遠賀郡芦屋町花見坂36-5 | 花見坂クリニック | 細 田 秀 一 郎 |
| みやま市高田町濃施394番地 | 医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院 | 新 山 寛 |

| | | |
|-----------------|------------------|---------|
| みやま市高田町濃施394番地 | 医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院 | 後藤 祐一 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 水落 章 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 永田 高志 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 平 昭嘉 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 佐々木 健一郎 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 廣島 淳 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 竹内 直英 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 飯田 圭一郎 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 西川 和孝 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 酒井 邦夫 |
| 豊前市大字八屋1921の7 | 医療法人 矢鳴医院 | 矢鳴 弘道 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 神野 尚三 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 中川 征男 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 今泉 暢登志 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 生野 信弘 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 清原 有佳子 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 矢野 秀郎 |
| 飯塚市太郎丸265 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 河野 倫子 |
| 飯塚市横田770番地3 | 医療法人社団 親和会 共立病院 | 岡 久 |
| 飯塚市横田770番地3 | 医療法人社団 親和会 共立病院 | 馬屋原 晟 |
| 飯塚市横田770番地3 | 医療法人社団 親和会 共立病院 | 大竹 実 |
| 糟屋郡篠栗町大字田中275 | 財団法人西日本産業衛生会若杉病院 | 畑田 鉄平 |
| 糟屋郡篠栗町尾仲513-1 | 毛利耳鼻咽喉科クリニック | 毛利 毅 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 清水 秀雄 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 吉田 晃治 |

| | | |
|-------------------|-----------------------------|--------|
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 中村 道利 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 宮崎 信平 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 永田 篤士 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 塚川 絵理 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 高石 淳子 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 医療法人 井上会 篠栗病院 | 藤内 竜夫 |
| 築上郡築上町大字安武844番地の2 | 社会福祉法人 清心福祉会 介護老人保健施設ピア・ハート | 清水 良信 |
| 田川郡福智町赤池521番地 | 医療法人 赤池協同医院 | 畠山 昌久 |
| 飯塚市太郎丸265 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 高橋 光 |
| 飯塚市太郎丸265 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 城 幸督 |
| 飯塚市太郎丸265 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 本田 雅之 |
| 飯塚市太郎丸265 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 濱田 匠平 |
| 飯塚市太郎丸265 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 山崎 あゆむ |
| 飯塚市柏の森92-103 | 石川クリニック | 石川 和文 |
| 春日市宝町3-22 | 医療法人マインド 伊原春日クリニック | 花田 智映 |
| 春日市宝町3-22 | 医療法人マインド 伊原春日クリニック | 花田 慎一郎 |
| 春日市大谷1丁目73番 | 岡部病院 | 芥川 隆 |
| 春日市大谷1丁目73番 | 岡部病院 | 石津 尚明 |
| 春日市大谷1丁目73番 | 岡部病院 | 中村 太一 |
| 春日市大谷1丁目73番 | 岡部病院 | 田中 俊裕 |
| 春日市惣利1丁目82-1 | 医療法人やよい会 かわらだクリニック | 井上 博之 |
| 春日市宝町3丁目23番1号 | 介護老人保健施設はなつくし | 山本 公正 |
| 春日市紅葉ヶ丘東1丁目86番地 | 医療法人 春成会 樋口病院 | 新田 良和 |
| 春日市岡本一丁目105番地 | 医療法人 社団 渡辺病院 | 安東 勇介 |
| 春日市岡本一丁目105番地 | 医療法人 社団 渡辺病院 | 江口 大樹 |

| | | |
|------------------|-------------------------|-------|
| 春日市須久北4丁目5番地 | 福岡徳洲会病院 | 徳本啓人 |
| 春日市須久北4丁目5番地 | 福岡徳洲会病院 | 工藤隆志 |
| 春日市須久北4丁目5番地 | 福岡徳洲会病院 | 山本華代 |
| 春日市須久北4丁目5番地 | 福岡徳洲会病院 | 白石素公 |
| 田川郡川崎町大字川崎3204-1 | 社会福祉法人 恵心会 介護老人保健施設 恵の里 | 宮嶋凱夫 |
| 直方市大字山部765番地の1 | 社会保険筑豊病院 | 穴井美希 |
| 直方市大字山部765番地の1 | 社会保険筑豊病院 | 後藤和人 |
| 直方市大字山部765番地の1 | 社会保険筑豊病院 | 石橋俊明 |
| 直方市大字山部765番地の1 | 社会保険筑豊病院 | 園田信成 |
| 直方市大字山部765番地の1 | 社会保険筑豊病院 | 鍵本忠 |
| 直方市大字頼野993番地1 | 医療法人 社団温故会 直方中村病院 | 小城左治 |
| 直方市大字頼野993番地1 | 医療法人 社団温故会 直方中村病院 | 岩間映二 |
| 直方市津田町9番38号 | 医療法人 一寿会 西尾病院 | 和田邦敬 |
| 直方市津田町9番38号 | 医療法人 一寿会 西尾病院 | 熊丸浩仁 |
| 直方市大字感田523番地5 | 健康保険直方中央病院 | 赤川進 |
| 直方市大字感田523番地5 | 健康保険直方中央病院 | 山口真以子 |
| 直方市大字感田523番地5 | 健康保険直方中央病院 | 江上拓哉 |
| 直方市大字感田523番地5 | 健康保険直方中央病院 | 横山哲也 |
| 直方市大字山部字喜藤太504 | 直方診療所 | 山下優毅 |
| 遠賀郡水巻町吉田南2丁目9番1号 | 社会福祉法人 福祉松快園 吉田中央クリニック | 篠原耕一 |
| 糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地 | 河野病院 | 田嶋靖弘 |
| 宗像市光岡130番地 | 医療法人 光風会 宗像病院 | 前田尚康 |
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 甲斐裕樹 |
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 麻生達磨 |
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 永田淳 |

| | | |
|------------------|-------------------|-------|
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 吉田純 |
| 遠賀郡岡垣町大字手野145 | 遠賀中間医師会おかがき病院 | 樋口宣明 |
| 遠賀郡岡垣町大字手野145 | 遠賀中間医師会おかがき病院 | 後藤直樹 |
| 遠賀郡岡垣町大字手野145 | 遠賀中間医師会おかがき病院 | 坂田深一 |
| 遠賀郡岡垣町大字手野145 | 遠賀中間医師会おかがき病院 | 宇都宮健輔 |
| 中間市中鶴四丁目9番8号 | 医療法人むた医院 | 村本陽子 |
| 中間市中鶴四丁目9番8号 | 医療法人むた医院 | 児玉和彦 |
| 中間市中鶴一丁目22番1号 | 医療法人富岡病院 | 富岡禎隆 |
| 中間市土手ノ内二丁目29番12号 | 医療法人 岡田内科胃腸科クリニック | 有松正徳 |
| 中間市蓮花寺3丁目1番7号 | 中間市立病院 | 西田千夏 |
| 中間市蓮花寺3丁目1番7号 | 中間市立病院 | 鳥本桂一 |
| 中間市蓮花寺3丁目1番7号 | 中間市立病院 | 鬼塚良 |
| 中間市蓮花寺3丁目1番7号 | 中間市立病院 | 永田淳 |
| 中間市蓮花寺3丁目1番7号 | 中間市立病院 | 津田有輝 |
| 中間市通谷1丁目36番1号 | 医療法人 秋桜会 新中間病院 | 梶原賢一郎 |
| 中間市通谷1丁目36番1号 | 医療法人 秋桜会 新中間病院 | 境文孝 |
| 中間市通谷1丁目36番1号 | 医療法人 秋桜会 新中間病院 | 豊川毅 |
| 中間市通谷1丁目36番1号 | 医療法人 秋桜会 新中間病院 | 石村啓司 |
| 中間市通谷1丁目36番1号 | 医療法人 秋桜会 新中間病院 | 岡松恭子 |
| 糸島市篠原西一丁目14番1号 | 医療法人 社団医誠会みなかぜ病院 | 吉峯研二 |
| 糸島市篠原西一丁目14番1号 | 医療法人 社団医誠会みなかぜ病院 | 笠原卓 |
| 田川郡福智町弁城3552番地 | 田川慈恵病院 | 田中真理子 |
| 田川郡福智町赤池521番地 | 医療法人 赤池協同医院 | 田口雅史 |
| 古賀市天神一丁目13-30 | 医療法人社団愛和会古賀中央病院 | 丸山徹 |
| 古賀市天神一丁目13-30 | 医療法人社団愛和会古賀中央病院 | 小田代敬太 |

| | | |
|------------------------------|---------------------|--------|
| 古賀市天神一丁目13 - 30 | 医療法人社団愛和会古賀中央病院 | 松本 ゆみ |
| 古賀市天神一丁目13 - 30 | 医療法人社団愛和会古賀中央病院 | 園田 純子 |
| 小郡市祇園2 - 1 - 10 | 医療法人協和病院 | 大庭 章義 |
| 北九州市小倉南区徳力新町2丁目17 - 22 - 101 | レディースメンタルクリニック・カナリア | 岡本 香奈 |
| 北九州市小倉北区大島1丁目7 - 25 | さがら内科クリニック | 相良 昌彦 |
| 北九州市小倉南区企救丘4丁目16番6号 | おかざきこどもクリニック | 岡崎 覚 |
| 北九州市小倉北区熊本3丁目14 - 54 | 石橋クリニック | 石橋 照三 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 津田 治 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 財前 圭晃 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 菰原 保幸 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 井上 讓 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 徳安 秀紀 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 本多 亮博 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 大村 治也 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 大山 文悟 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 高良 慶子 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 平方 佐季 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 大地 貴史 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 森 直樹 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 宮城 尚久 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 刈 茅 崇 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 梅野 有美 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 伊豆丸 慎介 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 永田 圭 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 田尻 篤郎 |

| | | |
|-----------------|----------------------|--------|
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 前田 祥子 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 河野 靖生 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 木村 容子 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 平川 洋平 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 田口 顕正 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 花井 麻友子 |
| 八女市高塚540番地2 | 公立八女総合病院 | 妻鳥 敬一郎 |
| 八女市吉田2220番地1 | 八女リハビリ病院 | 柳 東次郎 |
| 八女市吉田2220番地1 | 八女リハビリ病院 | 時政 孝行 |
| 八女市吉田2220番地1 | 八女リハビリ病院 | 三隅 俊吾 |
| 豊前市千束157 - 2 | 菊池クリニック | 菊池 健介 |
| みやま市瀬高町下庄2303の1 | 樋口外科医院 | 樋口 恵美 |
| 糟屋郡志免町別府443 - 1 | 医療法人 こば泌尿器科・皮膚科クリニック | 木場 勝司 |
| 糸島市波多江699 - 1 | 医療法人誠心会 井上病院 | 村島 史朗 |

福岡県告示第1179号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

| 医療機関所在地 | 医療機関名 | 医師名 |
|-------------|----------------|-------|
| 糸島市志摩師吉1200 | 医療法人桜珠会 可也病院 | 牧山 明資 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 金子 正則 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 中浦 宏幸 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 高田 和奈 |

| | | |
|----------------|----------------|-----------|
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 菊 繁 吉 謙 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 岡 直 樹 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 西 野 一 郎 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 岡 崎 悌 之 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 藤 田 彰 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 井 上 晃 男 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 西 村 宗 胤 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 倉 本 晃 一 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 宮 原 郷 土 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 草 場 宏 靖 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 上 田 剛 史 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 松 村 公 志 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 安 田 修 |
| 小郡市小郡217の1 | 医療法人社団シマダ 嶋田病院 | 永 嶋 潤 |
| 春日市紅葉ヶ丘東1-86 | 医療法人 春成会 樋口病院 | 大 村 治 也 |
| 春日市紅葉ヶ丘東1-86 | 医療法人 春成会 樋口病院 | 大 江 征 嗣 |
| 春日市岡本1丁目105番地 | 医療法人 社団 渡辺病院 | 馬 場 徹 夫 |
| 春日市岡本1丁目105番地 | 医療法人 社団 渡辺病院 | 神 尾 明 君 |
| 春日市須久北4-5 | 福岡徳洲会病院 | 岡 本 文 宏 |
| 春日市須久北4-5 | 福岡徳洲会病院 | 平 島 修 |
| 春日市須久北4-5 | 福岡徳洲会病院 | 黒 石 真 紀 子 |
| 春日市須久北4-5 | 福岡徳洲会病院 | 山 下 卓 郎 |
| 春日市須久北4-5 | 福岡徳洲会病院 | 馬 場 正 和 |
| 春日市須久北4-5 | 福岡徳洲会病院 | 田 中 良 美 |
| 春日市大谷1丁目73番地 | 岡部病院 | 飛 松 正 則 |
| 春日市大谷1丁目73番地 | 岡部病院 | 土 山 憲 一 |
| 春日市宝町3丁目23番地1号 | 介護老人保健施設 はなつくし | 山 本 公 正 |

| | | |
|----------------|--------------------|-----------|
| 春日市宝町3丁目22番地 | 医療法人マインド 伊原春日クリニック | 吉 田 英 子 |
| 春日市宝町3丁目22番地 | 医療法人マインド 伊原春日クリニック | 光 井 敬 |
| 春日市宝町3丁目22番地 | 医療法人マインド 伊原春日クリニック | 今 佳 孝 子 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 山 本 俊 策 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 鉄 谷 耕 平 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 久 保 田 茂 臣 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 平 田 留 美 子 |
| 八女郡広川町大字新代2316 | 姫野病院 | 山 浦 資 智 |
| 小郡市祇園2-1-10 | 医療法人協和病院 | 伴 茂 樹 |
| 八女市吉田2220番地1 | 八女リハビリ病院 | 加 地 由 美 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 奈 田 慎 一 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 瀧 井 英 一 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 日 高 仁 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 海 江 田 高 輝 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 大 淵 晋 輔 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 藤 本 由 香 里 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 富 田 英 一 郎 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 駒 谷 英 基 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 古 賀 紀 子 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 工 藤 嘉 公 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 小 野 文 武 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 竹 内 智 宏 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 大 浅 貴 朗 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 宮 崎 幸 子 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 立 川 結 貴 |
| 八女市高塚540-2 | 公立八女総合病院 | 後 藤 雄 輔 |

| | | |
|------------------|------------------|-------|
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 丸岡浩人 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 山崎薫 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 兼行詩子 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 緒方絹歌 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 五反田幸人 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 夏秋洋平 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 中山正道 |
| 八女市高塚540 - 2 | 公立八女総合病院 | 牛島知之 |
| 糸島市篠原一丁目14番1号 | 医療法人 社団医誠会みなかぜ病院 | 松本史也 |
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 野口純也 |
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 岡陽一郎 |
| 鞍手郡小竹町大字勝野1191番地 | 小竹町立病院 | 岡松恭子 |
| 飯塚市綱分845番地の1 | 医療法人 佐野医院 | 佐野幸寛 |
| 大川市大字酒見141番地11 | 医療法人社団 高邦会 高木病院 | 柳井文男 |
| 春日市桜ヶ丘4 - 47 | 武末内科医院 | 武末種元 |

福岡県告示第1180号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
築上郡築上町大字宇留津76番1、77番2、84番1、84番4、85番1、86番1及び89番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県告示第1181号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人北九州スポーツクラブ連絡会
 - (2) 代表者の氏名
高橋 八十弥
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区南王子町9番6号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く地域の住民に対してスポーツの振興、健康・体力づくり、保健福祉および生涯教育等の振興のため、専門的知識と技術を提供する事業等を行ない、これらの活動を通じて幼児から高齢者等の生活の質の向上に貢献し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1182号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成22年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 福岡すまいの会

(2) 代表者の氏名

横溝 高廣

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅東2丁目2番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人はホームレスに対して、居住を支援し自立させるために必要な事業を行い公共の福祉に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開催の日時及び場所

| 開催期日 | 時 間 | 場 所 |
|------------|------------------------|--------------------------------|
| 平成22年8月24日 | 午前9時30分から 午後5時30分まで | 福岡市中央区天神1丁目8の1 福岡市役所 15階 講堂 |

2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成22年8月24日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙による）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成22年8月3日（火曜日）から8月16日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成22年8月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問い合わせは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092 - 643 - 3724）又は最寄りの県土整備事務所に行うこと。

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成21年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

平成21年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成21年度における公文書の開示請求の件数は1,159件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げの件数60件を除いた1,099件です。また、実質開示率は不存在を理由とする非開示36件を除き98パーセントとなります(表1)。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

| 開示請求 の 件数 | 決定の状況 | | | | 実 質 開 示 率 % |
|-----------------|-------|------|-----|-----|----------------------------|
| | 開示 | 部分開示 | 却下 | | |
| | | | 非開示 | 不存在 | |
| 1,159 | 442 | 605 | 52 | 36 | 98 |
| | | | | 0 | 60 |

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事984件、選挙管理委員会51件、警察本部長41件、教育委員会33件などとなっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

| 実施機関 | 開示請求 の件数 | 決定の状況 | | | | 取下げ |
|------------|-------------|-------|----------|-----|----|-----|
| | | 開示 | 部分開 示 | 非開示 | | |
| | | | | 不存在 | 却下 | |
| 総務部 | 125 | 13 | 89 | 5 | 1 | 18 |
| 企画・地域振興部 | 31 | 8 | 21 | 2 | 1 | |
| 新社会推進部 | 15 | 4 | 8 | | | 3 |
| 保健医療介護部 | 345 | 162 | 169 | 1 | 1 | 13 |
| 福祉労働部 | 70 | 23 | 37 | 7 | 7 | 3 |
| 環境部 | 87 | 15 | 62 | 7 | 6 | 3 |
| 商工部 | 48 | 29 | 17 | 1 | 1 | 1 |
| 農林水産部 | 55 | 28 | 21 | 3 | 3 | 3 |
| 県土整備部 | 143 | 83 | 40 | 11 | 7 | 9 |
| 建築都市部 | 65 | 17 | 41 | 4 | 4 | 3 |
| 会計管理局 | 0 | | | | | |
| 小計 | 984 | 382 | 505 | 41 | 31 | 56 |
| 議会 | 25 | 6 | 16 | 3 | 1 | |
| 公営企業の管理者 | 1 | 1 | | | | |
| 教育委員会 | 33 | 8 | 20 | 4 | 3 | 1 |
| 選挙管理委員会 | 51 | 11 | 39 | | | 1 |
| 人事委員会 | 3 | 1 | 1 | 1 | | |
| 監査委員 | 1 | | 1 | | | |
| 労働委員会 | 2 | | 2 | | | |
| 警察本部長 | 41 | 25 | 11 | 3 | 1 | 2 |
| 海区漁業調整委員会 | 0 | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | 0 | | | | | |
| 公安委員会 | 0 | | | | | |
| 収用委員会 | 1 | | 1 | | | |
| 地方独立行政法人 | 6 | 1 | 5 | | | |
| 地方三公社 | 11 | 7 | 4 | | | |
| 合計 | 1159 | 442 | 605 | 52 | 36 | 60 |

注 秘書室は、総務部に含みます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成21年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数(平成13年7月1日前に作成・取得した公文書)

| 福岡県情報公開条例(昭和61年福岡県条例第1号)第9条第1項各号 | 件数 | | |
|----------------------------------|-----|------|---|
| | 非開示 | 部分開示 | 計 |
| 第1号 個人情報 | | 1 | 1 |
| 第2号 事業情報 | | 3 | 3 |
| 第3号 行政内情報 | | | |
| 第4号 国等関係情報 | | | |
| 第5号 行政運営情報 | | | |
| 第6号 捜査情報 | | 1 | 1 |
| 第7号 法令情報 | | | |
| 第8号 議員個人・会派情報 | | | |
| 計 | | 5 | 5 |

表3-2 非開示事由の事由別適用件数(平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書)

| 福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第7条第1項各号 | 件数 | | |
|----------------------------------|-----|------|-----|
| | 非開示 | 部分開示 | 計 |
| 第1号 個人情報 | 7 | 430 | 437 |
| 第2号 事業情報 | 2 | 407 | 409 |
| 第3号 審議・検討等情報 | 6 | 9 | 15 |
| 第4号 行政運営情報 | 8 | 49 | 57 |
| 第5号 任意提供情報 | | 1 | 1 |
| 第6号 捜査等情報 | | 4 | 4 |
| 第7号 法令情報 | | | |
| 第8号 議員個人・会派情報 | | | |
| 計 | 23 | 900 | 923 |

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

| 請求内容 | 件数 | 実施機関 |
|----------------|-----|-------------|
| 医療法人の決算書 | 229 | 知事（保健医療介護部） |
| 公益法人の決算書 | 199 | 知事（総務部等） |
| 産廃業者の指導に関する書類 | 50 | 知事（環境部） |
| 政治資金収支報告書 | 46 | 選挙管理委員会 |
| 道路供用開始等に係る工事図面 | 42 | 知事（県土整備部） |

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

| 開示請求者の区分 | 件数 |
|-----------------------|------|
| 県の区域内に住所を有する個人 | 336 |
| 県の区域内に事務所を有する法人その他の団体 | 634 |
| 県の区域外に住所を有する個人 | 42 |
| 県の区域外に事務所を有する法人その他の団体 | 147 |
| 合計 | 1159 |

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。
平成21年度は、不服申立てが11件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

| 不服申立案件 | 実施（諮問）機関 | 不服申立年月日 | 情報公開審査会 | | 実施（諮問）機関の裁決又は決定 | |
|-------------------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------------|-------|
| | | | 諮問年月日 | 答申年月日 | 裁決等年月日 | 裁決等内容 |
| 「県立大学活性化委員会に関する文書」部分開示の件 | 福岡県立大学 | 21.4.10 | 21.5.28 | 21.12.1 | 22.2.24 | 一部認容 |
| 「県立大学職員の処分事由調査等委員会関連会議に関する文書」部分開示の件 | 福岡県立大学 | 21.5.10 | 21.7.10 | 21.12.1 | 22.3.19 | 一部認容 |
| 「県立大学職員の暴言等に関する文書」非開示の件 | 福岡県立大学 | 21.6.10 | 21.7.16 | 21.10.30 | 21.12.11 | 棄却 |
| 「県立大学処分事由調査等委員会の委員変更に関する文書」非開示の件 | 福岡県立大学 | 21.6.29 | 21.8.18 | 22.1.6 | 22.3.25 | 一部認容 |
| 「測量設計管理費内訳明細書の送付状況に関する文書」非開示の件 | 知事 | 21.7.16 | 21.10.16 | 22.2.17 | 22.3.10 | 棄却 |
| 「志免町内路外駐車場設置届出書に関する文書」非開示の件 | 知事 | 21.7.22 | 21.11.11 | 22.2.26 | 22.3.29 | 棄却 |
| 「宗像市内路外駐車場設置届出書に関する文書」非開示の件 | 知事 | 21.8.14 | 21.11.11 | 22.2.26 | 22.3.29 | 棄却 |
| 「決定通知書記載の文言の根拠となる文書」開示の件 | 福岡県立大学 | 21.9.17 | 21.12.17 | 22.3.17 | 22.3.30 | 棄却 |
| 「知事と国土交通大臣の面談記録に関する文書」非開示の件 | 知事 | 21.12.21 | 22.1.27 | 審査中 | | |
| 「県立大学処分事由調査等委員会に関する文書」部分開示の件 | 福岡県立大学 | 22.2.22 | 22.3.31 | 審査中 | | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|-----|---------|--|--|--|--|
| 「芦屋町にぎわい協働創出振興計画」に関する文書」非開示の件 | 知 事 | 22.3.12 | | | | |
|-------------------------------|-----|---------|--|--|--|--|

7 苦情申出の状況

平成21年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況について

情報公開条例第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっています（表7）。

なお、平成21年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

| 開示請求 の 件 数 | 決 定 の 状 況 | | | | |
|------------------|-----------|------|-----|-------|--|
| | 開 示 | 部分開示 | 非開示 | 却 下 | |
| | | | | 不 存 在 | |
| 2 | 1 | 1 | | | |

9 指定管理者の情報公開の状況について

情報公開条例第37条の2第1項により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度に基づく開示申出はありませんでした。

Ⅱ 情報提供

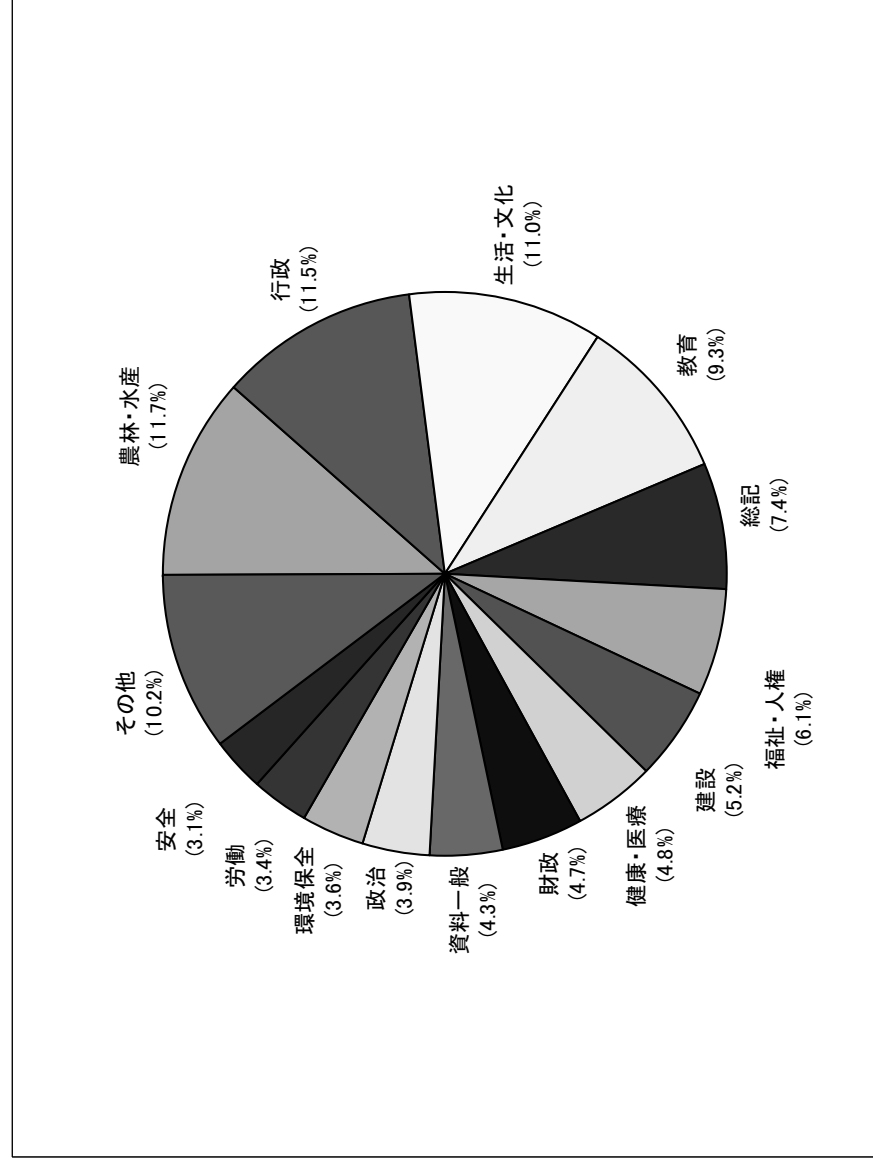
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスをしています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成22年3月31日現在）

| 名称 | 件数 | 地区県民情報コーナー | | | | 合計 |
|----------|--------|------------|-------|-------|-------|--------|
| | | 北九州 | 筑後 | 筑豊 | 京築 | |
| 県民情報センター | 11,628 | | | | | |
| | | 2,640 | 2,638 | 2,731 | 2,705 | 10,714 |
| | | | | | | 22,342 |

図1 配架資料の分野別構成比



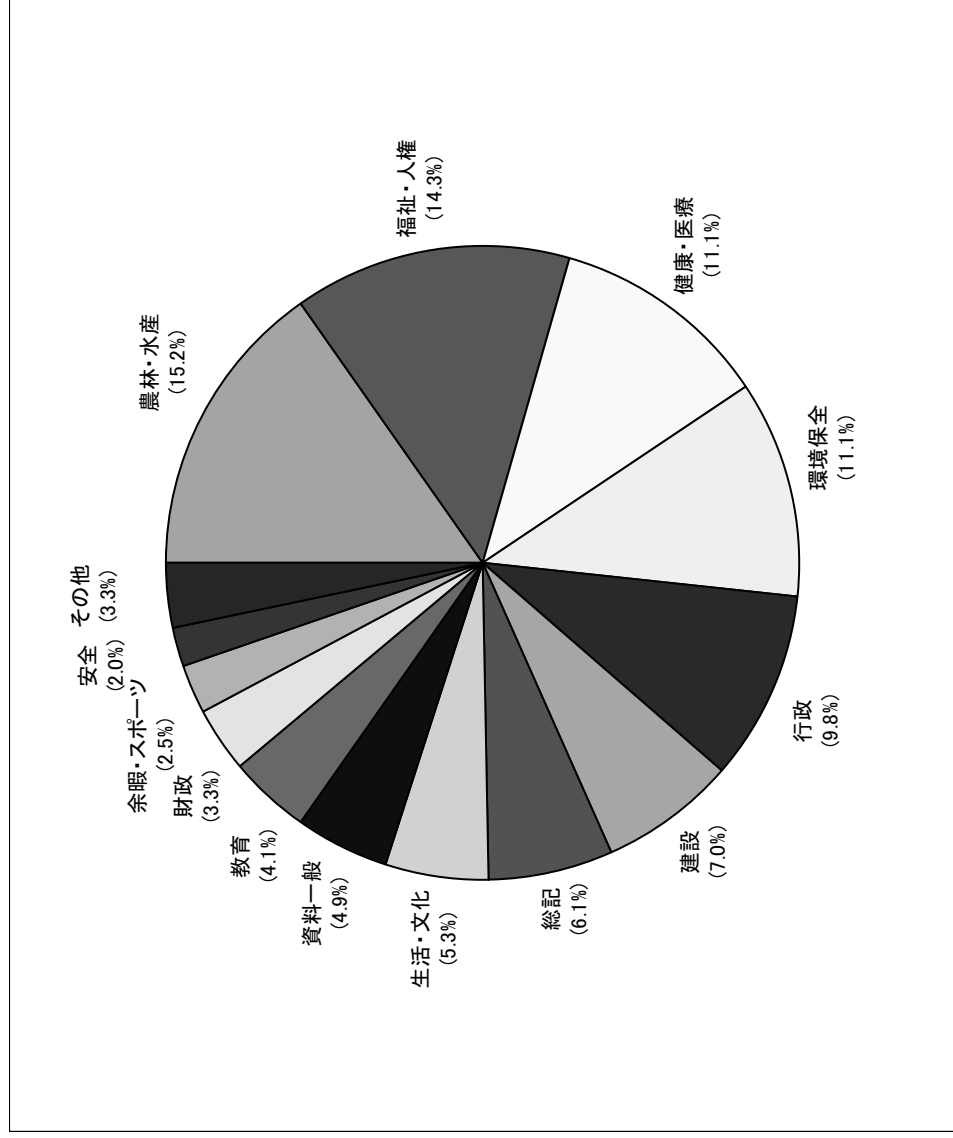
注 「その他」は、商工、自然・土地・人口、経済、運輸・通信、エネルギー・資源、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

| 区分 | 情報提供（人） | 写しの交付（枚） | 資料の貸出（冊） |
|----------|---------|----------|----------|
| 県民情報センター | 19,315 | 46,538 | 195 |
| 北九州 | 3,149 | 1,438 | 1 |
| 筑後 | 3,125 | 3,397 | 19 |
| 筑豊 | 6,088 | 9,195 | 16 |
| 京築 | 3,597 | 3,096 | 13 |
| 計 | 35,274 | 63,664 | 244 |

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、商工、運輸・通信、労働、自然・土地・人口、政治、経済、エネルギー・資源に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など37種類の行政資料を3,363部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成21年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

平成21年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成21年度の文書による自己情報の開示請求の件数は201件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数6件を除いた195件です。また、実質開示率は不存在を理由とする不開示5件を除き100パーセントとなります(表1-1)。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

| 開示請求 の 件数 | 決定の状況 | | | 取下げ | 実 質 開 示 率 % |
|-----------------|-------|------|------------------------------|-----|----------------------------|
| | 開示 | 部分開示 | 不開示 不 存 在 却 下 | | |
| 201 | 86 | 104 | 5 | 2 | 100 |

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長103件、知事44件、知事44件、地方独立行政法人35件などとなっています(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

| 実施機関 | 開示請求 の件数 | 決定の状況 | | | | 取下げ |
|------------|-------------|-------|----------|-----|----|-----|
| | | 開示 | 部分 開示 | 不開示 | 却下 | |
| 総務部 | 2 | 1 | 1 | | | |
| 企画・地域振興部 | | | | | | |
| 新社会推進部 | | | | | | |
| 保健医療介護部 | 15 | 12 | 3 | | | |
| 福祉労働部 | 19 | 19 | | | | |
| 環境部 | | | | | | |
| 商工部 | 3 | 1 | 2 | | | |
| 農林水産部 | 2 | | 2 | | | |
| 県土整備部 | 3 | 2 | 1 | | | |
| 建築都市部 | | | | | | |
| 会計管理局 | | | | | | |
| 小計 | 44 | 35 | 9 | | | |
| 議 | | | | | | |
| 会 | | | | | | |
| 公営企業の管理者 | | | | | | |
| 教育委員会 | 9 | 4 | 5 | | | |
| 選挙管理委員会 | | | | | | |
| 人事委員会 | 7 | 7 | | | | |
| 監査委員 | 1 | 1 | | | | |
| 労働委員会 | | | | | | |
| 警察本部長 | 103 | 4 | 88 | 5 | 4 | 2 |
| 海区漁業調整委員会 | | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | | | | |
| 公安委員会 | 2 | | 2 | | | |
| 収用委員会 | | | | | | |
| 地方独立行政法人 | 35 | 35 | | | | |
| 合計 | 201 | 86 | 104 | 5 | 4 | 2 |

注 秘書室は、総務部に含まれます。

(3) 不開示事由適用件数

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に不開示請求者以外の個人に関する情報や業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成21年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

| 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡条例第57号）第14条第1項各号 | 件数 | | |
|-------------------------------------|-----|------|-----|
| | 不開示 | 部分開示 | 計 |
| 第1号 不開示請求者以外の個人情報 | | 50 | 50 |
| 第2号 事業情報 | | 5 | 5 |
| 第3号 審議・検討等情報 | | | |
| 第4号 行政運営情報 | | 50 | 50 |
| 第5号 評価判断情報 | | 5 | 5 |
| 第6号 警察職員情報 | | 89 | 89 |
| 第7号 捜査等情報 | | 6 | 6 |
| 第8号 法令情報 | | | |
| 第9号 未成年者等情報 | | | |
| 第10号 会派情報 | | | |
| 計 | | 205 | 205 |

注 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

(4) 主な不開示請求の内容

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な不開示請求の内容

| 請求内容 | 件数 | 実施機関 |
|------------------------|----|-----------|
| 警察が作成した相談カードにおける自己情報 | 46 | 警察本部長 |
| 警察が作成した服務日誌に記載された自己情報 | 25 | 警察本部長 |
| 県立大学(院)の入学(編入学)試験の成績結果 | 18 | 地方独立行政法人 |
| 身体障害者手帳の申請書類 | 15 | 知事(福祉労働部) |
| 県立高等学校の入学者選抜試験解答用紙等 | 4 | 教育委員会 |

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成21年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,418件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができらるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成21年度は、知事が23、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が16、合計65の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

| 実施機関 | 開示の対象となる試験又は選考 | 件数 | 開示期間 |
|---------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 知 | 調理師試験 | 40 | 合否発表の日から1か月間 |
| | クリーニング師試験 | 8 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 製菓衛生師試験 | 1 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県ふぐ処理師試験 | 12 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県歯科技工士試験 | 35 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県准看護師試験 | 3 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 毒物劇物取扱者試験 | 7 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 登録販売者試験 | 11 | 合格発表の日から1か月間 |
| | 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験 | | 合否通知を発送した日の翌日から1か月間 |
| | 技能検定試験 | 21 | 合否発表の日から1年間 |
| | 職業訓練指導員試験 | 4 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験 | 105 | 合否発表の日から1か月間 |
| | 事 | 福岡障害者職業能力開発校入校選考試験 | 5 |
| 採石業務管理者試験 | | 3 | 合否発表の日から1か月間 |
| 砂利採取業務主任者試験 | | 1 | 合否発表の日から1か月間 |
| 家畜人工授精講習会修業試験 | | 1 | 合否発表の日から1か月間 |
| 狩猟免許試験 | | 3 | 合否発表の日から1か月間 |
| 小計 | 263 | | |

| | | | |
|-------|---|------------|-------------------------|
| 教育委員会 | 福岡県教育委員会職員採用選考試験 | 4 | 可否通知を送った日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員） | 3 | 可否通知を送った日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県立高等学校入学者選抜 | 6, 9, 3, 7 | 合格発表の日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定 | 10 | 入学者決定結果通知を送った日の翌日から1か月間 |
| | 福岡県立特別支援学校高等部入学者選考 | 1 | 合格発表の日の翌日から1か月間 |
| | 小計 | 6, 9, 5, 5 | |
| | 福岡県職員採用類・類試験 | 509 | 合格発表日の翌日から3か月間 |
| | 福岡県職員民間企業等職務経歴者採用試験 | 29 | 合格発表日の翌日から3か月間 |
| | 福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。） | 13 | 合格発表日の翌日から3か月間 |
| | 小計 | 551 | |
| 人事委員会 | 福岡県警察官A（男性）採用試験 | 364 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県警察官B（男性）採用試験 | 100 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県警察官A（女性）採用試験 | 23 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県警察官B（女性）採用試験 | 20 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 猟銃等講習考査 | 123 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 警備員指導教育責任者講習修了考査 | 217 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 機械警備業務管理者講習修了考査 | 50 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 警備員等検定学科試験 | 218 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 警備員等検定実技試験 | 136 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 駐車監視員資格者講習修了考査 | 33 | 可否発表の日から1か月間 |
| 小計 | 1, 284 | | |
| 警察本部長 | 福岡県警察官A（男性）採用試験 | 364 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県警察官B（男性）採用試験 | 100 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県警察官A（女性）採用試験 | 23 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 福岡県警察官B（女性）採用試験 | 20 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 猟銃等講習考査 | 123 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 警備員指導教育責任者講習修了考査 | 217 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 機械警備業務管理者講習修了考査 | 50 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 警備員等検定学科試験 | 218 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 警備員等検定実技試験 | 136 | 可否発表の日から1か月間 |
| | 駐車監視員資格者講習修了考査 | 33 | 可否発表の日から1か月間 |
| 小計 | 1, 284 | | |

| | | | |
|-----------------|----------------------------|-------|------------------------|
| 地 方 独 立 行 政 法 人 | 九州歯科大学入学選抜試験 | 76 | 4月16日から1か月間 |
| | 九州歯科大学アドミッション・オ フィス入学試験 | 17 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡女子大学入学選抜試験 | 75 | 学生募集要項に定める期間 |
| | 福岡女子大学大学院入学選抜 試験 | 1 | 合格発表の日の翌月の1日から 1か月間 |
| | 福岡県立大学入学選抜試験 | 127 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学推薦入学試験 | 67 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学社会人特別選抜試 験 | 1 | 4月16日から1か月間 |
| | 福岡県立大学人間社会学部転・編 入学試験 | 1 | 4月16日から1か月間 |
| | 小 計 | 365 | |
| | 合 計 | 9,418 | |

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成21年度は、自己情報の訂正請求が5件ありました（表2）。

表2 訂正請求の状況

| 訂正請求案件 | 実施機関 | 訂正請求年月日 | 実施機関の決定 | |
|---|-----------|---------|---------|------|
| | | | 決定年月日 | 決定内容 |
| 粕屋警察署作成に係る「相談管理簿」記載の個人情報 | 警察 本部長 | 21.4.24 | 21.6.5 | 却下 |
| 筑紫野警察署作成に係る「相談管理簿」記載の個人情報 | 警察 本部長 | 21.4.24 | 21.6.5 | 却下 |
| 筑紫野警察署作成に係る「相談管理簿」記載の個人情報 | 警察 本部長 | 21.4.24 | 21.6.5 | 却下 |
| 粕屋警察署作成に係る「相談管理簿」記載の個人情報 | 警察 本部長 | 21.4.24 | 21.6.5 | 却下 |
| 警察本部警察安全相談課管理に係る「相談力ード」及び「相談管理簿」記載の個人情報 | 警察 本部長 | 21.4.27 | 21.6.5 | 却下 |

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると送料すると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができます。

平成21年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができず。

平成21年度は、不服申立てが1件ありました（表3）。

表3 不服申立ての状況

| 不服申立案件 | 実施機関 | 不服申立年月日 | 個人情報保護審議会 | | 実施機関の決定 | |
|-------------------------|-------|---------|-----------|---------|---------|------|
| | | | 諮問年月日 | 答申年月日 | 決定年月日 | 決定内容 |
| 「苦情等に関する調査結果等報告書」部分開示の件 | 公安委員会 | 21.6.8 | 21.7.23 | 22.3.23 | 22.6.3 | 棄却 |

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、個人情報保護条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成21年度は、「インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務」に係る諮問が1件あり、答申がなされました（表4）。

表4 個人情報保護審議会の答申

| 答申年月日 | 件名 | 実施機関 | 諮問年月日 |
|---------|-------------------------------------|-------|--------|
| 22.3.23 | 「インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務」について | 警察本部長 | 22.3.2 |

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、個人情報保護条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成21年度は、苦情相談はありませんでした。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
表面形状測定システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成22年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
関東物産株式会社 福岡営業所
 - (2) 住所
福岡市中央区天神4丁目1番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
37,999,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成22年5月12日

海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生

ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、当委員会の承認を得た場合、又は公的試験研究機関が試験研究のため当該漁法により採捕する場合は、この限りでない。

平成22年7月14日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 高 松 三 男

- 1 指示する内容
 - (1) 禁止する漁法
ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法
 - (2) 禁止する区域
福岡県豊前海区海面
- 2 指示期間
平成22年8月15日から平成25年8月14日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区におけるえむしこぎ漁業について下記以外の操業を禁止する。

平成22年7月14日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 高 松 三 男

- 1 操業海域
下関南東水道旧第1号灯浮標（世界測地系 北緯33度57.0分、東経131度2.7分）を通る真北の線以東の海域で、同水道旧第1号と第3号灯浮標を結ぶ線の南側500メートルの平行線以北の福岡県管轄海域。ただし、福岡県管轄海域線の内側1,000メートルの海域を除く。
- 2 操業期間
7月1日から翌年の3月19日まで
- 3 操業時間
日の出から日没まで

4 指示期間

平成22年8月15日から平成25年8月14日まで